新 潟 労 働 局
Niigata Labour Bureau

Press Release

新潟労働基準監督署発表
令和８年 10 月 28 日（水）

令和８年 10 月 28 日
【照会先】
新潟労働基準監督署
○副　　署　　長　　吉田　英二
第三方面主任監督官　　佐藤　輝明
（電　　話）025-288-3571

報道関係者　各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～いわゆる「労災かくし」の疑い～

新潟労働基準監督署（署長　下平　恒裕）は、本日、株式会社笹建総業及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで新潟地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】
令和７年６月 30 日、石川県能美市において施工されていた工場改修工事現場において、株式会社笹建総業の労働者が、右ひざの靭帯を損傷し、休業４日以上を要する労働災害が発生したものの、所轄労働基準監督署である小松労働基準監督署に対し、遅滞なく、労働者死傷病報告を提出しなかった疑い。

１　被疑者

（１）株式会社笹建総業（ささけんそうぎょう）

所 在 地：新潟市江南区大渕
事業内容：建築工事業、とび・土木工事業

（２）代表取締役　Ａ

２　違反条文

被疑者株式会社笹建総業、被疑者Ａともに、労働安全衛生法違反
同法第 100 条第１項（報告等）
労働安全衛生規則第 97 条第１項（労働者死傷病報告）
同法第 120 条第１項（罰則）
同法第 122 条（両罰規定）

３　被疑内容

労働安全衛生法では、休業４日以上の労働災害が発生した場合、被災者の所属する会社は、労働者死傷病報告を遅滞なく所轄労働基準監督署に提出しなければならないことが規定されていますが、同報告がなされなかった疑いがあるものです。

４　参考事項

（１）本件の災害発生地は、小松労働基準監督署の管轄であるものの、被疑者株式会社笹建総業の所在地を管轄する新潟労働基準監督署にて捜査・送検を行いました。

（２）新潟県内における「労災かくし」の送検件数及び労働相談件数は、増加傾向にあります。

（３）労働安全衛生法が労働者の業務上の負傷等について事業者に対して所轄労働基準監督署長への報告を義務付けているのは、労働基準行政として災害発生原因等を把握し、当該事業場に対し同種災害の再発防止対策を確立させることはもとより、以後における的確な行政推進に資するためであります。

労働災害の発生に関し、その発生事実を隠蔽するため故意に労働者死傷病報告書を提出しないもの及び虚偽の内容を記載して提出するものがみられますが、このような労災かくしが横行することとなれば、労働災害防止対策のみならず、被災者への適正な労災保険給付に悪影響を与えることにもなりかねず、このような労災かくしに対して厚生労働省は、罰則を適用して厳しく処罰を求めるなど、厳正に対処することとしています。

【参考条文】

○　労働安全衛生法

（報告等）

第百条　　厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

２　　省略

３　　省略

（罰則）

第百二十条　　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　　省略

二　　省略

三　　省略

四　　省略

五　　第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

六　　省略

(両罰規定)

第百二十二条　　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

（労働者死傷病報告）

第九十七条　　事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

　各号　省略